

## 仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

(令和6年10月22日こども若者局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等における性被害の防止を図り、こどもが安心して過ごすことができる環境を構築するため、パーテーション等の設置によるこどものプライバシー保護や、カメラによる支援内容の記録等の性被害防止対策に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 保育所等 仙台市私立保育所設置認可要綱（平成20年3月31日子供未来局長決裁）第3条、仙台市家庭的保育事業・小規模保育事業C型事業実施要綱（平成27年3月31日子供未来局長決裁）第7条、仙台市小規模保育事業A型・B型事業実施要綱（平成27年3月31日子供未来局長決裁）第4条、仙台市居宅訪問型保育事業実施要綱（令和4年10月3日子供未来局長決裁）第11条、仙台市事業所内保育事業実施要綱（平成27年3月31日子供未来局長決裁）第4条、仙台市幼保連携型認定こども園設置認可要綱（平成27年3月30日子供未来局長決裁）第3条のいずれかによる認可を受けた施設又は事業、仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園認定要件要綱（平成27年3月30日子供未来局長決裁）第3条の認定を受けた施設、仙台市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき仙台市に届け出された認可外保育施設（ただし、認可外の居宅訪問型保育事業については、複数の事業に従事する者を雇用しているものに限る。）、仙台市病児・病後児保育事業実施要綱（平成10年4月1日健康福祉局長決裁）第6条に規定する施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づき仙台市に届け出された放課後児童健全育成事業実施施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の18第1項に基づき仙台市に届け出された病児保育事業実施施設（ただし、市民受入を行っている施設に限る。）、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所I型（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に所在する保育所等を運営する事業者であること
- (2) 個人事業主として申請する場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告

(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

(4) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2号又は第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、申請者が個人の場合、個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、事業所税とする。

2 第3条第3号に規定する市税とは、申請者が個人以外の場合、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が保育所等における性犯罪防止対策を図るために必要なパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業とする。

2 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- (1) 他の事業等による補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、前条に掲げる設備の購入や更新に係る経費、及びその消費税及び地方消費税とする。

2 次に掲げる経費については、対象としないものとする。

- (1) 導入した設備のリース費用、修理に要する費用
- (2) 既存設備等の取り外しに要する費用

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、1保育所等当たり補助対象経費に4分の3を乗じて得た額であり、1保育所等当たりの上限額は75,000円とする。

2 前項の規定により算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものと

する。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて別に定める期日までに市長に提出して行うものとする。

- (1) 仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 設備等の仕様及び購入等に係る費用について確認できる資料(カタログ・見積書等)
- (3) 設備配置図等(カメラの設置を行う場合に限る)

(交付の決定等)

第10条 市長は、補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定書(様式第3号)により行うものとする。

2 市長は、前項の審査及び調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、理由を付して、仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金不交付決定書(様式第4号)により補助金の交付の申請を行ったものに通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更を生じないものに限る。

- (1) 第7条に定める経費内で流用する場合
- (2) 補助対象事業の内容の変更で、補助金の額に変更を生じない場合

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請取下書(様式第7号)により行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、仙台市保育所等における性被害防止対策に係

る設備等支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、事業完了の日の属する月の翌月末日（事業完了の日の属する月が3月の場合は、3月末日）までに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の領収書
- (2) 納品書
- (3) 設備配置図等（カメラの設置を行う場合に限る）

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、第14条の規定による補助金の額の確定等を行った後、補助事業者から請求書（様式第10号）の提出を受けて、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

2 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

6 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下、「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

(立入検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月22日から実施し、令和6年4月1日から適用する。